

亀山市公告第 8 1 号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 8 年亀山市条例第 3 4 号）第 5 条の規定により、平成 2 7 年度公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、同条の規定により次のとおり公告する。

平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日

亀山市長 櫻 井 義 之

御幸町字西角、亀田町字落崎、亀田町字甲田、羽若町字広茂、栄町字柴戸、和田町字南之口、川合町字里沢、川合町字狐田、田村町字女ヶ坂、川崎町字脇之田、川崎町字植田中、川崎町字御幣立、関町会下字長田、関町会下字北会下、関町鷺山字起し、関町鷺山字北垣内及び関町鷺山字南垣内のうち公共下水道が使用できる区域